② do not come under Articles 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

③ are classified as Grade A in the service business in terms of the qualification for participating in tenders laid down by the House of Councillors (Single qualification for every ministry and agency)

⑺ Time limit for tendering : 17 : 00, 18 July, 2012

⑻ Contact point for the notice : Yukimasa Arai, Contract Section, Accounts Division, General Affairs Department, House of Councillors, 1―11―16 Nagatacho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―0014 Japan. TEL 03―5521―7507

○第２号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　議員ＬＡＮ用クライアントパーソナルコンピュータ等の導入に係る設定等業務一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　履行期間　平成24年８月１日から平成25年１月31日までの間。

⑸　履行場所　入札説明書及び仕様書による。

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成22・23・24年度参議院競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の等級「Ａ」に格付けされている者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該等級に該当した者であること。

⑷　その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒100―0014　東京都千代田区永田町１―11―16

入札手続関係：参議院事務局庶務部会計課契約係　荒井　透雅　電話03―5521―7507

仕様関係：参議院事務局庶務部文書課情報化推進室　倉持　紀宏　電話03―5521―7474

⑵　入札説明書の交付方法　下記⑶の入札説明会場において交付する。

⑶　入札説明会の日時及び場所

ア　日時　平成24年６月７日15時

イ　場所　参議院第二別館１Ｆ（東棟）会計課会議室

ウ　参加申込　入札説明会に参加を希望する者は、出席予定者を平成24年６月６日17時までに上記⑴の場所に連絡すること。

⑷　入札書の受領期限　平成24年７月30日17時（郵送の場合は必着のこと。）

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時　平成24年７月31日14時

イ　場所　参議院第二別館１Ｆ（東棟）会計課会議室

４　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、参議院の交付する仕様書に基づく書類を作成し、支出負担行為担当官の指定する日までに提出しなければならない。また、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　上記４⑶で提出された書類に基づき、本公告に示した資格を有すると支出負担行為担当官が確認した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

⑺　その他　詳細は入札説明書による。

５　Summary

⑴　Official in charge of the disbursement of the procuring entity : Yoshihiro Tsukamoto, Director of the Accounts Division, General Affairs Department, House of Councillors.

⑵　Classification of services to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Set up business, etc. of client personal computers and other equipment for local area network for members of House of Councillors.

⑷　Period : From 1 August, 2012 to 31 January, 2013

⑸　Place of implementation : as designated in the tender document

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender shall be those who

① do not come under Articles 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

② do not come under Articles 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

③ are classified as Grade A in the service business in terms of the qualification for participating in tenders laid down by the House of Councillors (Single qualification for every ministry and agency)

⑺　Time limit for tendering : 17 : 00, 30 July, 2012

⑻　Contact point for the notice : Yukimasa Arai, Contract Section, Accounts Division, General Affairs Department, House of Councillors, 1―11―16 Nagatacho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―0014 Japan. TEL 03―5521―7507

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年５月28日

支出負担行為担当官

国立国会図書館総務部会計課長　樋口　　修

◎調達機関番号　001　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量　国立国会図書館登録利用者カード（ＩＣカード）の作製　113,000枚

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　納入期限　平成24年９月20日

⑸　納入場所　仕様書による。

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。